

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年6月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000022号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000023号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成18年7月31日は14万3,000円、平成18年12月31日は18万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月31日及び平成18年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月31日及び平成18年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額を平成18年7月31日は15万円、平成18年12月31日は20万円に訂正することが必要である。

平成18年7月31日及び平成18年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(上述の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月

② 平成18年12月

請求期間にA社から賞与が支払われたが、標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料も控除されていたので当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成18年7月分及び平成18年12月分の賞与明細書により、請求者は、A社から請求期間①は15万円、請求期間②は20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は14万3,000円、請求期間②は18万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は10,185円、請求期間②は13,580円)を控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額から、請求期間①は14万3,000円、請求期間②は18万6,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、これを確認できる資料がないことから同僚の記録と同日の請求期間①は平成18年7月31日、請求期間②は平成18年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の役員で事業主の妻は、平成18年7月31日及び平成18年12月31日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる資料がないことから、行ったとは認められない。

請求期間について、上述の賞与明細書により、請求者は、A社から請求期間①は15万円、請求期間②は20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払いを受けていることが確認できることから、請求者の標準賞与額を請求期間①は15万円、請求期間②は20万円とすることが必要である。

ただし、訂正後の標準賞与額（上述の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額、請求期間①は14万3,000円、請求期間②は18万6,000円を除く。）については、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000023号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000024号

第1 結論

請求者のA社における平成27年4月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年4月から同年9月までの標準報酬月額については、17万円から26万円とする。

平成27年4月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年4月1日から同年10月1日まで
A社における厚生年金保険の標準報酬月額について、実際の報酬月額と異なり、低く記録されているので正しく訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成27年分給与所得の源泉徴収票の支払金額及び社会保険料等の金額は、A社から提出された請求者の賃金台帳の総支給額及び社会保険料の控除額と一致していることが確認できる。

請求期間について、請求者のA社における標準報酬月額は、オンライン記録によると同社の届出により、17万円と記録されているところ、上述の賃金台帳により、資格取得時の報酬月額及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(26万円)に相当する報酬月額が事業主より請求者に支払われていたことが確認でき、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(26万円)より低い標準報酬月額(17万円)に見合う厚生年金保険料(平成27年4月から同年8月までは1万4,853円、平成27年9月は1万5,154円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬

月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（17万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（17万円）と同額であると認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

一方、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法による訂正は認められないものの、上述の賃金台帳により、請求者の報酬月額に基づく標準報酬月額（26万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（17万円）を超えていることから、26万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900518号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000020号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成4年4月から平成6年8月1日まで
② 平成6年9月1日から同年12月まで

請求期間①及び②について、A社から運送会社に派遣されてトラックを運転していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録が平成6年8月1日から同年9月1日までの1か月の記録となっている。

請求期間①及び②について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、A社からB県C市にある『D事業所』及びE県F市にある『G事業所』に派遣されていた旨主張し訂正請求しているところ、『D事業所』と事業所名称の一部が同じであるH社(現在の所在地は、B県I市)の事業主は、当時の資料がなく、請求者の勤務について不明である旨回答しているものの、同社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、請求者を記憶しており、時期については不明であるものの請求者がA社から派遣されて、2年ほど勤務していた旨回答及び陳述している。

しかしながら、派遣元であるA社の事業主は、請求者の勤務について、請求期間当時の資料がなく、記憶もない旨陳述しており、請求者が派遣されていたと主張するもう一つの事業所の『G事業所』と事業所名称の一部が同じであるJ社(所在地は、E県F市)については、商業登記簿謄本により確認することができるものの、事業の実態が不明である上、同社の事業主等と連絡を取ることができない。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において平成6年8月1日に資格取得し、平成6年8月31日に離職となっていることが確認でき、当該記録は厚生年金保険被保険者資格と符合している。

さらに、オンライン記録によると、A社は、平成4年9月3日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、平成6年10月25日に適用事業所ではなくなっていることから、請求期間①のうちの平成4年4月から同年9月2日までの期間及び請求期間②のうちの平成6年10月25日から同年12月までの期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

加えて、請求者は、請求期間当時の給与明細書を保管していない旨陳述している上、A社は既に解散し、同社の事業主は資料がない旨陳述しており、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900521号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000021号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年4月1日から昭和52年4月1日まで

私がB事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の記録がない。当時、C健康保険組合に加入していたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者として認め、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にB事業所に勤務していた旨主張しているところ、A事業所から提出された請求者に係るC健康保険組合の被保険者資格取得届、同喪失届及び回答並びに複数の同僚の回答及び陳述により、請求者は、請求期間にB事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所は、B事業所の社員に係る社会保険については、A事業所の被保険者として取扱っているが、現在保管している厚生年金保険の資料で最も古いものは、昭和52年4月1日を取得日とする厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書であり、請求者に係る厚生年金保険の記録はない旨陳述している。

また、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和52年4月1日であり、請求期間において、A事業所及びB事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、複数の同僚が、A事業所では、当初、C健康保険組合だけに加入していたが、昭和52年4月から厚生年金保険の被保険者となり、その前は国民年金に加入していた旨回答及び陳述している。

加えて、オンライン記録によると、請求者が請求期間当時に同僚であったと記憶し、A事業所から提出されたC健康保険組合の被保険者記録(昭和51年8月標準報酬決定通知書)及び上述の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の双方に名前が確認できる4名について、昭和52年4月1日までは、国民年金の被保険

者であったことが確認できる上、請求者についても、請求期間のうち、昭和 49 年 7 月から昭和 52 年 3 月までの期間を国民年金の強制加入被保険者として保険料を納付していたことが確認できる。

また、A 事業所は、B 事業所には請求期間当時の資料は保管されていない旨回答及び陳述しており、請求者も給与明細書等を保管していないことから、厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900522号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000022号

第1 結論

昭和63年2月23日から平成元年6月23日までの期間について、請求者のA社(令和2年1月*日、B社に合併し解散)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成元年6月23日から同年10月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年2月23日から平成元年6月23日まで
② 平成元年6月23日から同年10月1日まで

請求期間①について、会社を休職し留学していたが、会社が勝手に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた。しかし、雇用関係は継続しており、会社から毎月10万円の支援を受け、現地でアテンドも行った。当該期間を資格喪失前の標準報酬月額(260千円)で被保険者期間として認めてほしい。請求期間②について、240千円の標準報酬月額で被保険者資格を再取得しているが、請求期間①の休職期間中は給与の支払がなかったため、保険者決定されるべきであり、当該期間の標準報酬月額を260千円に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者のA社における雇用保険の記録によると、請求者は、昭和63年2月22日に被保険者資格を喪失し、平成元年6月23日に再取得していることが確認できる。

また、A社が加入していたC厚生年金基金を承継するC企業年金基金から提出された請求者の加入員記録原簿(資格記録)及び回答によると、請求者は、昭和63年2月23日に当該基金を脱退し、平成元年6月23日に再加入していることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間①当時は自己都合による休職期間であり、給与の支払がなかった旨回答及び陳述しているところ、B社は、請求者に対する休職期間中の扱いについて、請求者との間に使用関係は継続しておらず、給

与を支払っていないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、当該期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、B社は当該期間に係る賃金台帳等を保管しておらず、請求者は当時の給与明細書等を所持していないことから、請求者の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、上述の加入員記録原簿（資格記録）によると、請求者の請求期間②に係る標準給与は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者の請求期間②における資格取得時の標準報酬月額は、平成元年にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚及び請求者と同世代の同僚の標準報酬月額に比べ、著しく低額であるとは認められない上、請求者の標準報酬月額が遡及して訂正されるなど不合理的な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求期間②について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000003号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第2000001号

第1 結論

昭和32年7月1日から昭和38年8月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年7月1日から昭和38年8月21日まで

いつ頃かは詳しく覚えていないが、一通のハガキが届き、A社B工場(現在は、A社C工場)の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給済みであることを知った。

脱退手当金を受給した記憶はないので、調査の上、年金額に反映する厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B工場を退職する際、事業所から厚生年金保険の脱退手当金について説明を受け、その場で脱退手当金裁定請求書に記入したものの、提出先として指示されたD社会保険事務所(当時)には提出しなかったため、脱退手当金は受給していない旨主張している。

しかしながら、請求者の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年10月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者が勤務していたA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている請求者及び請求者の前後各50名の女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年8月21日の前後2年以内に資格喪失している者27名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、請求者を含む18名に支給記録があり、うち請求者を含む16名が被保険者資格喪失後6か月以内に支給されていることから、当該事業所では脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがわれ、請求者についても、事業主による代理請求が行われた可能性は否定

できない。

さらに、請求者から聴取しても、自ら請求を行い受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。